

【奨学のための給付金について】

奨学のための給付金とは

教育費負担を軽減するため、支給要件を満たす世帯に給付する制度です。

◎対象

以下のすべての条件に当てはまるご家庭

- ① 生徒が就学支援金(授業料充当金)制度の対象である。
- ② 保護者等が兵庫県に住んでいる。
- ③ 保護者等全員の住民税所得割額が0円。(生活保護世帯も含まれます。)

◎給付額

世帯に応じて給付されます。

- ・生活保護(生業扶助)受給世帯・・・年額32,300円(一律)
- ・県民税市民税の所得割額の合計が0円の世帯
 - ・高校生(第1子)のいる世帯・・・年額80,800円
 - ・23歳未満の扶養されている兄・姉がいる世帯・・・年額129,700円
(兄・姉がいても23歳以上や、働いている等で扶養されていない場合は、生徒本人を一番上(第1子)としてカウントします。)

◎申請

申請書と、所得証明書、健康保険証の写し、生業扶助(高等学校等就学費)受給証明書等、世帯に応じた必要書類を提出していただきます。

対象者の方に申請書を配付し、10月～12月頃年額を一括で振り込む予定です。

***金額・条件等は平成30年度のものです。**